

知っておきたい基本判例

第1回 受 忍 限 度 論

このコーナーは、公害紛争・苦情処理に携わる皆さんに有用と思われる裁判例を選び、事案の概要、判断の要旨等を紹介し、これらを分かりやすく解説するものです。

公害紛争・苦情処理制度は、目的や解決手段が裁判とは異なりますが、いずれも事実関係を把握・整理し、法的理論的分析・検討を加える必要がある点では共通しており、行政的な対策を講じ、当事者を説得し、適切な解決に導く際にも、裁判例は重要な基礎資料となります。

このコーナーを、担当の方々の執務の参考の一助として御利用いただければ幸いです。

違法性の認定基準 ～受忍限度論～

公害をめぐる裁判は、通常、不法行為(民法 709 条)に基づく損害賠償又は人格権侵害等に基づく加害行為差止の形で提訴されます。これらの請求が認容されるには、加害行為、被害又は被害発生 of 蓋然性、因果関係(損害賠償の場合は、さらに加害者の故意又は過失)の要件を充たすことに加えて、加害行為が「違法」であることが必要です。

この違法性の有無の判断の際、裁判所の実務において一般に用いられているのが受忍限度論です。すなわち、既に発生し又は将来発生する蓋然性のある被害が受忍限度を超えていると認められる場合に、加害行為に違法性があるとして、加害者に損害賠償としての金銭支払い、事業活動や建物建築工事等の差止めを命ずるわけです。

そして、受忍限度を超えているか否かは

被害の内容・程度、

加害行為の態様、

当事者間の交渉経過、

規制基準・環境基準との関係、

地域性、

先住性(土地利用の先後関係、危険への接近)、

原因行為の公共性、

その他の事情(被害者側の特殊事情、法令・信義則違反の有無、環境アセスメントの有無等)

を総合考慮して決せられることとなりますが、最近、この受忍限度論に立つべきだと明確に判示した最高裁判所の裁判例を紹介しましょう。

最高裁 平成 6.3.24 判決

次頁の事実関係のもとで、一審(東京地裁昭和 60.10.31 判決、判例時報 1325-64)は、Y の建物建築及び操業は極めて悪質であるが騒音被害は受忍限度を超えていないとして X の請求を棄却しました。

これに対し、控訴審(東京高裁平成元.8.30 判決,判例時報 1325-61)は,Yの違法操業の態様が著しく悪質で違法性の程度が極めて高い本件については,受忍限度論を用いるのは適切でなく,Yが騒音及び粉じんを起す行為は原則として違法であるとして一審を破棄し,差止・損害賠償いずれの請求も認容しました。

しかし,上告審は次のように説示し,控訴審判決を破棄し差し戻しました。

最高裁 平成6.3.24 判決 (判例時報 1501-96)

[事案の概要]

【当 事 者】 原告:生花販売業者X 被告:生コン業者Y

【請 求】 X→Y (イ) 工場操業差止請求、(ロ) 損害賠償請求(控訴審段階で追加)

【加害行為】 次の ~ により発生する騒音及び粉じん
レディミックスコンクリート製造プラント施設の操業
ダンプカー等の出入、 砂利の投下、 セメントの圧送
骨材の搬送、 ミキサーの回転

【被 害】 (a) 営業妨害(草花の発育阻害)、(b) 生活妨害(喉痛,洗濯物被害等)、(c) 精神的苦痛

【そ の 他】 商業地域,交通の頻繁な道路に近接,Xが先住

【特記事情】 本件プラント施設は建築基準法上商業地域で建築を禁止されている施設であり,Yは,虚偽申請により建築確認を受けて建築を行ったため工事中止勧告・施工停止命令を受け,また,無認可で操業して都公害防止条例に違反するとして操業停止命令を受け,さらに,建築基準法に違反する施設部の除去を内容とする是正措置命令を受けたが,一切の命令を無視して操業を継続した。

すなわち,工場等の操業に伴う騒音,粉じんによる被害が違法な権利・利益侵害になるかどうかは,侵害行為の態様,侵害の程度,被侵害利益の性質と内容,地域環境,侵害行為の開始・継続の経過及び状況,被害防止措置の有無及び内容,効果等の諸般の事情を総合的に考察して,被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきものであり,例えば,工場等の操業が法令等に違反するものであるかどうかは,右諸般の事情の一つとして考慮されるべきであり,それらに違反していることのみをもって,第三者の権利ないし利益を違法に侵害していると断定することはできないとしています。

まとめ

このように、公害をめぐる裁判では加害行為の違法性の認定は受忍限度論によって決し、その際、行政法規違反の有無等を含む諸般の事情を考慮するというのが裁判所の通説的立場です。

公害紛争・苦情処理において、必ずしも加害行為の違法性を断定する必要はありませんが、前記受忍限度の判断要素を念頭に置いて、事案の整理や当事者間の利益衡量を行うことは事件処理にとって有効であると思われます。

次回は、「営業騒音」に関する裁判例を紹介する予定です。

(公害等調整委員会事務局審査官補佐 吉崎 敦憲)